

# 総合特区制度の概要

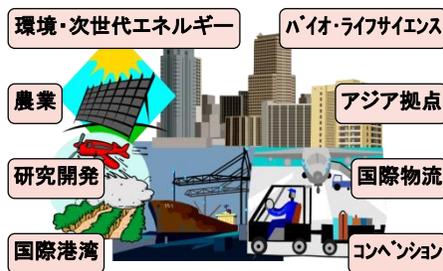
## 先駆的取組を行う実現可能性の高い区域に国と地域の政策資源を集中

- 地域の包括的・戦略的なチャレンジを、オーダーメイドで総合的(規制・制度の特例、税制・財政・金融措置)に支援
- 地域からの規制改革等の提案を受け、特区ごとに設置する「国と地方の協議会」でプロジェクト推進に向け協議

### 2つのパターンの「総合特区」

#### ①国際戦略総合特区

我が国の経済成長の  
エンジンとなる産業・機能の  
集積拠点の形成



#### ②地域活性化総合特区

地域資源を最大限  
活用した地域活性化の  
取組による地域力の向上



### 特例措置・支援措置

#### (1) 規制・制度の特例措置

※特例措置・支援措置は、「国と地方の協議会」の協議を踏まえ、累次追加

○地域の取組に応じ、地域の責任ある関与の下、踏み込んだ規制の特例措置を区域限定で実施  
⇒ ライフイノベーション、グリーンイノベーション等の本格展開の突破口

○個別の法令等の特例措置に加え、地方公共団体の事務に関し、政省令で定めている事項を条例で定められることとする  
⇒ 地方分権を加速する突破口

#### (2) 税制上の支援措置

##### ○国際戦略総合特区

・国際競争力強化のための法人税の軽減（投資税額控除、特別償却より選択）⇒ 国際競争力ある産業・機能集積拠点整備

(3) 財政上の支援措置：関係府省の予算を重点的に活用。総合特区推進調整費により機動的に補完(R2年度予算 1千万円)

(4) 金融上の支援措置：利子補給制度(0.7%以内、5年間)の創設(R2年度予算 5.6億円)